

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第104号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「第15条の5第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月27日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)